

1. 件名：日本原子力研究開発機構NSRR施設に係る使用前検査に関する面談
2. 日時：令和元年11月7日（木）14時30分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁10階打ち合わせスペース
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
審査グループ 研究炉等審査部門
木村安全審査官
検査グループ 専門検査部門
大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、梶田主任原子力専門検査官
日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）
研究炉加速器技術部 マネージャー 他1名
5. 要旨
 - (1) 原子力機構から、NSRR施設の耐震改修工事において施工を変更した箇所と変更後の工事の方法を配付資料に基づき説明があった。
 - (2) 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・当該工事に係る設工認申請書（その5）の図中に「既存部材の据付状態等により、本図のとおりには工事ができない場合は、新設部材の施工状態を変更することがある。この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。」と記載されている。今回の施工状態の変更は、同等以上の耐力を確保した施工としていることから、設工認申請書の変更を要しない。
 - ・工事の方法を変更した箇所の使用前検査においては、策定済みの使用前検査要領書と本日の配付資料の内容を基に検査を行う。
 - (3) 原子力機構から、了解した旨の回答があった。
6. その他
配付資料1：NSRR耐震改修工事において施工を変更した箇所に関する説明（その1 燃料棟の鉛直ブレースについて）
配付資料2：NSRR耐震改修工事において施工を変更した箇所に関する説明（その2 あと施工アンカーボルト等の再穿孔等について）
配付資料3：NSRR耐震改修工事において施工を変更した箇所に関する説明（その3 機械棟の水平ブレースについて）